# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

# 徳島国民年金 事案606

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年3月まで

申立期間当時、私は、A事業所に勤務し、外国船籍であるB号に乗り 組んでいた。

会社から、外国船籍の船舶に乗り組むときは、船員保険に加入することができないので、各自で国民年金に加入するように言われ、保険料を納付した場合、領収書を会社に送れば、保険料相当額を口座に振り込むと説明を受けた。

会社の説明を自宅に居た妻に伝え、妻が私の国民年金加入手続をし、申立期間に係る国民年金保険料を納付した。

未納(未加入)とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、及び申立人が申立期間前から現在まで住民登録しているC市区町村(申立期間当時はD市区町村)に照会した結果、申立人に係る国民年金加入記録は確認できない上、申立期間を含む昭和44年4月14日から48年7月1日までの期間に係る旧D市区町村における国民年金手帳記号番号の払出状況が確認できる資料(被保険者台帳管理簿の写し)を調査したが、申立人への国民年金手帳記号番号の払出しが確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A事業所の事務を引き継いでいるE事業所に照会したところ、「A事業所の国民年金に係る取扱いは不明である。」と回答しており、申立人とともにB号に乗り組んでいたとする者は、「会社の国民年金に係る取扱いについては、はっきり覚えていないが、私自身は国民年金に加入していない。」と供述しており、申立人が国民年金保険料を納付していたことを裏付ける

証言は得られなかった。

さらに、申立人の妻は、「私の国民年金保険料は婦人会を通じて納付し、 夫の分は役場庁舎で納付した。また、夫婦で納付した保険料の月額が違っ ていた。」と供述しているところ、当時の国民年金保険料の月額は一律であ ったことなどから、申立人の妻が納付したとする申立人の保険料は、国民 年金保険料ではなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人は国民年金手帳を所持していない上、申立人の妻が申立 期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、 確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 徳島国民年金 事案607

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から54年2月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から54年2月まで

国民年金については、私が20歳になったときにA市区町村役場B支所の窓口において加入手続を行い、国民年金保険料についてもA市区町村役場から送られてきた納付書を用いて、毎月、同支所の窓口で納付していた。

また、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を私が納付していたが、 私だけ未納となっていることに納得できないため、調査の上、記録を訂 正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況から判断すると、昭和56年9月以降に払い出されたものと推認でき、当該払出時期を前提にすると、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間となる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付場所がA市区町村役場B支所の窓口であったと主張しているところ、A市区町村は、「申立期間当時、国民年金保険料を自主納付する場合の納付場所は、金融機関及びA市区町村役場本庁舎国民年金担当課に限られており、支所での国民年金保険料の納付は取り扱っていなかった。」としており、申立人の主張する納付方法は、申立期間当時の納付方法と相違する。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を毎月納付していた と主張しているが、申立期間は55月に及んでおり、これだけの長期間にわ たる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い上、申立期間に係る国 民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 徳島厚生年金 事案621

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月16日から60年8月1日まで 私は、昭和59年4月から平成元年10月までの期間において、A事業所 (現在は、B事業所)に継続して勤務していたにもかかわらず、途中で 厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、再度取得していることに納得で きない。

申立期間についても当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

B事業所は、「当時の書類は、法定保存年限に基づき既に処分されており、申立人の勤務した事実及び保険料控除については確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、申立人のことを記憶している者はいない上、申立人が一緒に勤務したとする同僚は既に死亡していることなどから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿を確認したところ、健康保険番号197番(資格取得日は昭和59年4月2日)から健康保険番号231番(資格取得日は昭和60年8月1日)までの番号に、申立人の氏名が確認できるのは健康保険番号\*番及び\*番であり、当該番号における厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致している上、資格取得日及び資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

加えて、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和59

年4月2日から同年9月15日までの期間及び60年8月1日から平成元年10月15日までの期間となっており、これは厚生年金保険の被保険者記録と符合する。

また、前述の被保険者名簿において、申立人と同時期に勤務し、同じ業務に従事していたとする同僚、及び申立期間を含む昭和54年5月1日(健保番号1番)から62年11月1日(健保番号282番)までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚のうち20人の合計21人について、厚生年金保険の被保険者記録が継続していないことが確認できるところ、複数の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録が符合していることが確認できる。

さらに、C市区町村が保管する国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録によると、申立期間のうち昭和59年10月16日から60年8月1日までの期間において、申立人が国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資 料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。